

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日置市長 永山 由高

市町村名 (市町村コード)	日置市 (46216)
地域名 (地域内農業集落名)	伊集院町(郡・徳重) (郡・徳重)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。また、構造改善事業により整備された良好な農地の維持管理及び遊休農地発生防止の必要がある。ここ数年で農業従事者の高齢化・後継者不足が進行している中、当該地区においては担い手がいるものの十分ではない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、肉用牛を中心に中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状、現状維持の耕作者が多く担い手への農地の集積は難しいが、耕作放棄地の発生を防ぐため積極的に集落営農や農地中間管理事業を活用して農地の集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状、実施予定はないが今後状況によっては検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規小規模農家や認定農業者の育成など意欲ある農業者への様々な営農に関する事業の導入等を図り、将来の地域を引っ張っていく経営体の育成・確保に努める。保全管理については、地区内の農業者も協力し、地域ぐるみで保全管理に取り組む。耕作放棄地発生防止対策として農用地の状況や耕作者の把握を行い、農地中間管理機構も利用して集積を行うとともに、「地域計画」を活用して担い手への農地の利用集積を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業などについては、農協等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。